2　試験機器の状態	［新設］
(1)　試験周波数に設定し、送信する。	
(2)　受信機器を外部変調信号発生器又は内蔵の変調信号により、通常の使用状態における変調状態に設定して連続波又は継続したバースト波を出力する。	
(3)　バースト送信状態で測定を行う場合は、バースト時間が最大となる送信状態とする。	
3　測定操作手順	2　測定操作手順
［(1)～(7)　略］	［(1)～(7)　同左］
(8)　証明規則第２条第１項第47号の３に掲げる無線設備については、空中線端子における測定値に、測定周波数における空中線絶対利得を用いて等価等方輻射電力を算出する。	［新設］
(9)　複数の空中線を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行う。	［新設］
4　試験結果の記載方法	［新設］
(1)　技術基準の規定帯域ごとに不要発射電力の尖頭電力及び平均電力の最大値の１波をdBm／MHz単位で、周波数とともに記載する。	
(2)　不要発射の強度の許容値が等価等方輻射電力で規定されているものは、等価等方輻射電力とともに空中線測定端子における測定値と当該周波数の空中線絶対利得を記載する。	
(3)　複数の空中線を有する場合は、空中線端子ごとの測定値のうち最も大きな値を表示するほか、空中線端子ごとの測定値を記載する。	
5　［略］	3　［同左］
四　空中線電力の偏差	四　空中線電力の偏差
［1　略］	［1　同左］
2　測定器の条件等	2　測定器の条件等
(1)　尖頭電力が最大となる周波数探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。	(1)　尖頭電力が最大となる周波数探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。
掃引周波数幅　設備規則に規定する指定周波数帯	掃引周波数幅　4.1GHz帯の場合は、3.4GHzから4.8GHzまで 8.75GHz帯の場合は、7.25GHzから10.25GHzまで
分解能帯域幅　３MHz	分解能帯域幅　３MHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍以上	ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍以上
掃引モード　　連続	掃引モード　　連続
検波モード　　ポジティブピーク	検波モード　　ポジティブピーク
表示モード　　マックスホールド	表示モード　　マックスホールド
［(2)　略］	［(2)　同左］
(3)　平均電力最大周波数探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。	(3)　平均電力最大周波数探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。
掃引周波数幅　設備規則に規定する指定周波数帯	掃引周波数幅　4.1GHz帯の場合は3.4GHzから4.8GHzまで 8.75GHz帯の場合は7.25GHzから10.25GHzまで
分解能帯域幅　１MHz	分解能帯域幅　１MHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍以上	ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍以上
掃引モード　　連続	掃引モード　　連続
検波モード　　ポジティブピーク	検波モード　　ポジティブピーク
表示モード　　マックスホールド	表示モード　　マックスホールド
［(4)・(5)　略］	［(4)・(5)　同左］
［3　略］	［3　同左］